

審 査 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第59条第2項
処 分 の 概 要：牽引 ^{けん} の許可
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第59条第3項（自動車 ^{けん} の牽引制限） 道路交通法施行規則第8条の5（牽引 ^{けん} の許可証の様式等）
審 査 基 準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：10日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察本部交通部交通規制課企画係
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部交通規制課企画係（電話0952-24-1111 内線5184）
備 考：令和元年10月3日改訂